大阪戦略調整会議の設置に関する条例の一部を改正する条例案

本案を別紙のとおり提出する。

平成27年9月25日

大阪市会議長 東 貴 之 様

提出者

加藤仁子 黒 田當士 床 田 正 勝 北 野 妙 子 太田晶也 荒木 肇 孝 山本長助 川嶋広稔 新 田 髙 野 伸 生 足高 將 多賀谷 俊 史 司 荒木幹男 柳本 顕 西 川 ひろじ 永 井 啓 介 福田武洋 前田和彦

(別 紙)

大阪戦略調整会議の設置に関する条例の一部を改正する条例

大阪戦略調整会議の設置に関する条例(平成27年大阪市条例第79号)の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「会長及び副会長各1人」を「会長1人及び副会長2人」に改め、同条第4項中「会長が欠けたときは」を「会長が欠けたときは、あらかじめ会長が定めた順序で」に改め、同条に次の3項を加える。

- 5 大阪会議は、会長又は副会長が職務上の義務に違反し又は職務を怠ったとき、その 他会長又は副会長たるに適しないと認めるときは、会議の議決によって、当該会長又 は副会長を解任することができる。
- 6 前項の議決は、委員(第5条第2項に規定する委員を除く。)の過半数の同意を得なければならない。この場合においては、当該会長又は副会長は議決に加わることができない。
- 7 第5項の議決をしようとするときは、大阪会議は、あらかじめ本人に弁明の機会を 与えなければならない。

第9条第3項中「部会長及び副部会長各1人」を「部会長1人及び副部会長2人」に 改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

説明

副会長を2人とするとともに、会長及び副会長の解任手続を定めるため、条例の一部 を改正する必要があるので、この案を提出する。

傍線は削除 太字は改正

大阪戦略調整会議の設置に関する条例(抄)

(会長及び副会長)

第7条 大阪会議に会長及び副会長各1人 を置く。

会長1人及び副会長2人

- 2-3 省 略
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは**、あらかじ め会長が定めた順序で**、その職務を代理する。
- 5 大阪会議は、会長又は副会長が職務上の義務に違反し又は職務を怠ったとき、その 他会長又は副会長たるに適しないと認めるときは、会議の議決によって、当該会長又 は副会長を解任することができる。
- 6 前項の議決は、委員(第5条第2項に規定する委員を除く。)の過半数の同意を得なければならない。この場合においては、当該会長又は副会長は議決に加わることができない。
- 7 第5項の議決をしようとするときは、大阪会議は、あらかじめ本人に弁明の機会を与えなければならない。

(専門部会)

第9条 省 略

- 2 省 略
- 3 部会に部会長及び副部会長各1人 を置く。

部会長1人及び副部会長2人

4-5 省 略